令 和 7 年 8 月 2 9 日 西日本高速道路株式会社 九 州 支 社

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者

| | 入札参加資格停止業者 | | 住 所 |
|---|--------------|------|----------------|
| 1 | 青木あすなろ建設株式会社 | 元請 | 東京都港区芝4-8-2 |
| 2 | 東興ジオテック株式会社 | 一次下請 | 東京都中央区銀座7-12-7 |

- 2. 入札参加資格停止期間:令和7年8月29日から令和7年10月12日まで(1ヶ月2週間)
- 3. 入札参加資格停止措置対象地域:地域4

4. 事実概要

令和7年8月1日、長崎自動車道 嬉野IC~東そのぎIC(下り線)において、走行車線規制内での工事終了後、走行車線規制内から退出し、本線を走行していた工事用車両から工事用資材(切土補強土工で使用するスカイドリルの操作盤養生用の単管枠(L型防護柵))が供用車線へ落下する事象が発生し、当該落下資材に乗り上げる等した被害車両のお客さまから4件(台)の申し出があったもの。

5. 入札参加資格停止措置理由

安全管理措置の不適切により公衆損害事故を発生させたことは、「西日本高速道路株式会社入 札参加資格停止等事務処理要領」(平成17年11月30日付要領第96号)別表第1第5号に 該当する。

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第1

| 措置要件 | 地域及び期間 |
|-------------------------------|---------------|
| (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) | 発生地域について |
| 5 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が | 当該認定をした日から1月以 |
| 不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、 | 上6月以内 |
| 又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 | |

〇問合せ先 西日本高速道路株式会社 九州支社 総務企画部 経理課

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分

| 地域 | 都 道 府 県 | | | | |
|----|--|--|--|--|--|
| 1 | 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県(※1)、奈良県、和歌山県及び岡山県(※2) | | | | |
| 2 | 兵庫県(※3)、鳥取県、島根県、岡山県(※4)、広島県及び山口県(※5) | | | | |
| 3 | 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県 | | | | |
| 4 | 山口県 (※6)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県 | | | | |

- ※1 地域2にかかる部分を除く。
- ※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。
- ※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。
- ※4 地域1にかかる部分を除く。
- ※5 地域4にかかる部分を除く。
- ※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。